

# 第12章. 交通システム導入に向けた各種補助金

## 12-1. 各種補助金

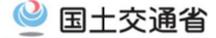
国土交通省では「地域公共交通確保維持改善事業」により、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援している

出典：地域公共交通確保維持改善事業

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)

### ①地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）

#### 地域公共交通確保維持事業 陸上交通：地域内フィーダー系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

#### 補助内容

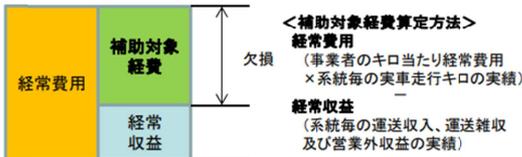
##### ○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※ 令和6年度まではバス事業者も対象

##### ○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



##### ○ 補助率

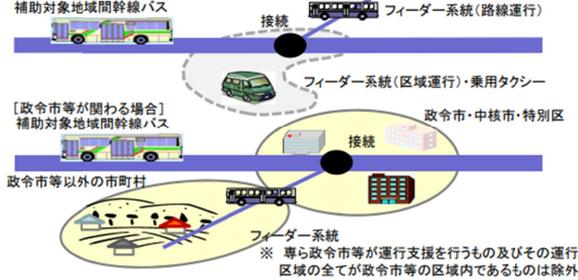
1/2

##### ○ 主な補助要件

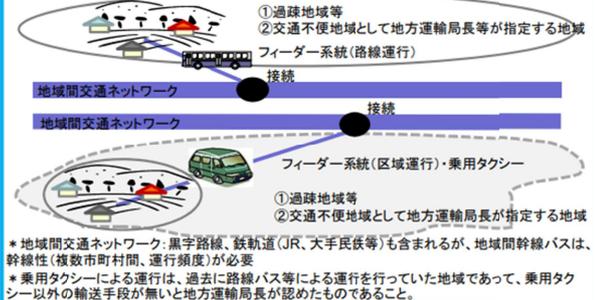
- 都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
- (※)過去に乗合バス事業者等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
- 補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- 乗車人員が2人/1回以上であること
- (路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
- 経常赤字であること

#### 補助対象システムのイメージ

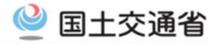
##### (1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



##### (2) 交通不便地域



地域公共交通確保維持事業 陸上交通：車両購入に係る補助



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**  
 【車両減価償却費等補助】  
 幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者  
 又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会  
 フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会  
 ※令和6年度まではバス事業者も対象
- **補助率**  
 1/2
- **主な補助要件**  
 ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの  
 ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象システムの運行の用に供するもの  
 ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの  
 ①ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）  
 ②ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）  
 ③小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）  
 ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象システムの運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（座席ベルト、ABS等の設置）に適合した定員11人以上の車両
- **補助対象経費**  
 【車両減価償却費等補助】  
 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額  
 （地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可）
- 【公有民営補助】  
 補助対象車両購入費用  
 ※補助対象経費の限度額  
 ①ノンステップ型車両：1,500万円  
 ②ワンステップ型車両：1,300万円  
 ③小型車両：1,200万円  
 ④都市間連絡用車両：1,500万円

補助方式のイメージ

**車両減価償却費等補助**

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法（残存価額×0.4）を用いて5年間で償却する場合>

（単位：万円）

車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

**公有民営補助**

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>

バス事業者（売却・廃車） → 代替 → 地方公共団体

バスを借りて運行 ← 貸渡（リース） ← 使用料 → 地方公共団体

バス車両を所有

協会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付  
 1年目 375万円  
 2年目 375万円

陸上交通：車両購入に係る補助



（自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助）

- 過疎地域等における高齢者等の足を確保するためには、バス・タクシーと自家用有償旅客運送を適切な役割分担のもと組み合わせ、持続可能な地域交通を実現する必要がある。
- このため、「成長戦略実行計画」に基づき、自家用有償旅客運送の実施の円滑化のために制度を見直すこととあわせ、その導入を促進するために市町村、NPO等による車両購入等を支援する。

【自家用有償旅客運送の実施の円滑化】

（「道路運送法」（令和2年6月3日改正）に位置づけ）

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設  
 ⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化



地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 ●乗車定員10人以下の車両（一括補助）  
 ●運転者の講習受講料
- 【補助率】 1/2
- 【補助要件】 ●法定計画に位置づけられた確保維持事業（運行費補助）の対象システムの運行の用に供するもの  
 ●自家用有償旅客運送の用に供するもの

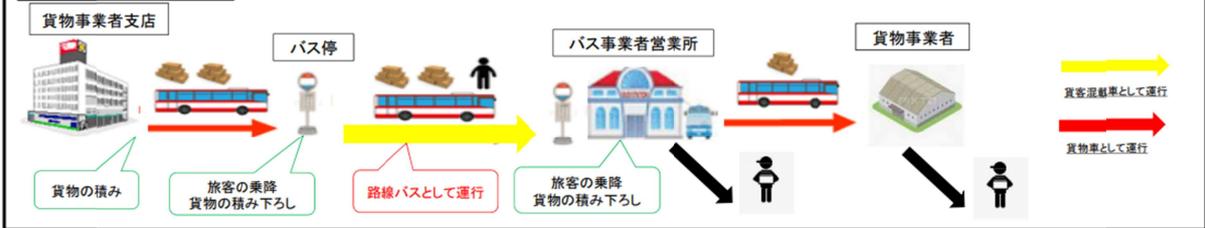


陸上交通：車両購入等に係る補助（貨客混載のための車両改造費補助）

背景・目的

- 人口減少・少子高齢化に伴う輸送需要の減少や自動車運送業の担い手不足により、過疎地域等において生活交通の確保・維持や物流サービスの持続可能性が深刻な課題となっている。
- このような中で、バス等の運行とあわせて貨物を輸送する「貨客混載」を導入することで、物流サービスの確保とあわせて、バス等の運行に係る生産性向上（収支改善）を図ることができ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現につながる。
- このため、必要な車両の改造費等を支援することにより、貨客混載の導入を促進し、もってバス等の運行に係る収支改善につなげることとする。

貨客混載の例



車両改造費補助

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 車両の改造費用（座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置、荷物固定のための柵購入及び設置等の費用）
- 【補助率】 1/2
- 【補助要件】 ● 法定計画に位置づけられた系統の運行の用に供するもの  
● 法定計画において貨客混載の導入による収支改善目標を記載



② 快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）

地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業） 国土交通省

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等 ・補助率：1/3等

- 鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消（※）、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）

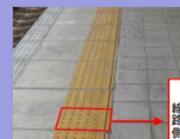
補助率：1/3



車椅子用階段昇降機



視覚障害者誘導用ブロック



- ノンステップバス・リフト付きバスの導入  
補助率：1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

- 福祉タクシーの導入  
補助率：1/3

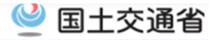


福祉タクシー

※駅等のエレベーター整備など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において支援。

③地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）

地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定等への支援）



地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援  
 （地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1/2（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

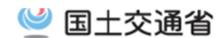
- 計画の効果な活用のために必要な視点
- ①地域戦略との一体性の確保  
（まちづくり、医療・福祉、観光等との連携）
- ②モード間連携や多様な輸送サービスの活用
- ③地域の多様な関係者の協働
- ④交通圏全体を見据えた広域的な連携
- ⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定
- 定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援  
 （利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）
- 補助率：1/2
- 補助対象期間：5年間

支援の対象となる利用促進のイメージ

地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）

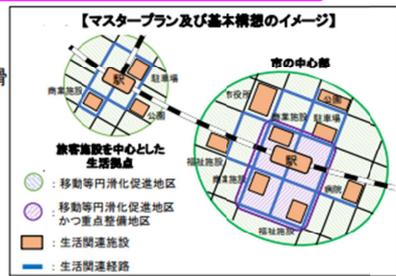


高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する経費を支援。

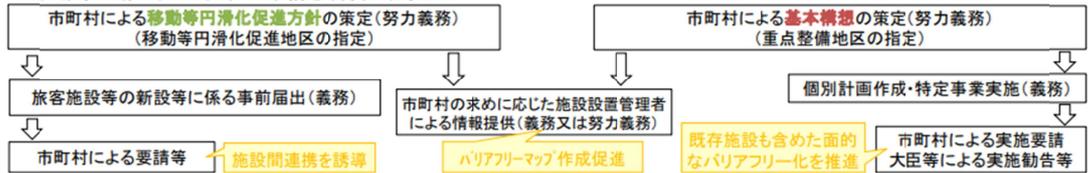
※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設予定。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

- 補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）
- 補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な経費
  - ・協議会開催等の事務費
  - ・地域のデータの収集・分析の費用
  - ・住民・利用者アンケートの実施費用
  - ・専門家の招聘費用
  - ・短期間の実証調査のための費用等
- ※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。
- 補助率：1/2（上限500万円）



＜移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要＞



＜参考資料＞

- 『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)
- 『交付要綱・実施要領』 : [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)

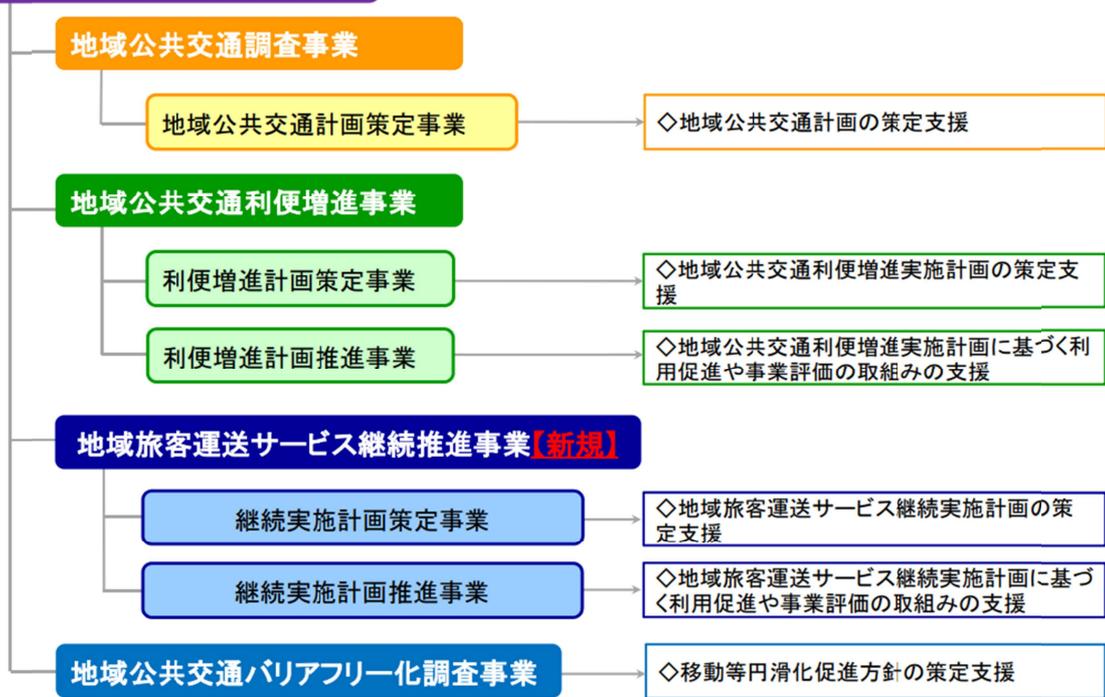
④地域公共交通に関する補助制度について（令和3年7月 地域公共交通）

出典：国土交通省 総合政策局 <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000240930.pdf>

地域公共交通調査等事業の体系

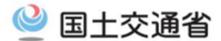


地域公共交通調査等事業



-35-

3. 地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定への支援)



地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業)

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費 (地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)
- 補助率：1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

- 計画の効果な活用のために必要な視点
- ①地域戦略との一体性の確保 (まちづくり、医療・福祉、観光等との連携)
- ②モード間連携や多様な輸送サービスの活用
- ③地域の多様な関係者の協働
- ④交通圏全体を見据えた広域的な連携
- ⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

- 定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支率、公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業)

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)
- 補助率：1/2
- 補助対象期間：5年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ



-36-

### 3. 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通利便増進実施計画等に基づく利用 国土交通省 促進や事業評価の取組の支援)

地域公共交通計画又は国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通利便増進推進事業(利便増進計画推進事業): 地域公共交通利便増進実施計画の認定から最大5年間(認定期間内に限る。)

#### 支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
- ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
- ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み

#### 支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた目標達成状況の評価(協議会委員の旅費・日当等)

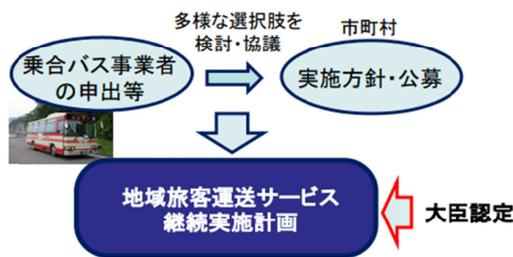
-37-

### 3. 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通利便増進実施計画等に基づく利用 国土交通省 促進や事業評価の取組の支援【新規】)

#### 背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

#### サービス継続の例



(実施方針に定めるメニュー例)

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

#### 計画策定

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費(協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等)
- 【補助率】 1/2 (上限500万円)

#### サービス継続事業に係る運行費補助

- 【補助対象事業者】 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】 認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差
- 【補助率】 1/2
- ※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。
- ※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。

-38-

## グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業 国土交通省 (国交省単独)

- 環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されているグリーンスローモビリティの地域での活用に向け、地方公共団体を対象に実証調査を実施

### グリーンスローモビリティ

#### 時速20km未満で公道を走る4人乗り以上の電動パブリックモビリティ

- 地域の様々な事情に合わせて活用場面を考えられる「低速の小さな公共交通」
- ゆっくりな移動を楽しむことができ、コミュニケーションが弾む「乗って楽しい公共交通」
- 地域が抱える交通等の課題解決と脱炭素社会の確立を同時に実現



### 事業内容

- グリーンスローモビリティの活用に向けた実証調査の実施を希望する地方公共団体からの企画を募集
- 採択された地域に対して、2~4週間、車両を無償貸与するとともに、国土交通省が委託する外部専門機関による助言支援を実施

- 審査のポイント
  - ・地方公共団体が主体となり実証調査を行う意向があること
  - ・予め警察署・地方運輸局・道路管理者との事前調整を行っていること
  - ・実証調査終了後、事業化に向けた取り組み意向があること
- 使用車両
  - ・ゴルフカート(定員:4名又は7名):最大2台
  - ・eCOM-8(定員:10名):1台

### 事業スキーム

国土交通省総合政策局  
環境政策課

① 業務委託

事務局(民間)

② 車両貸与  
助言支援

採択地域(5地域程度)



-65-

## 新モビリティサービス事業計画策定支援事業

国土交通省

### 概要

- 新モビリティサービス事業計画の策定に必要な調査や、当該計画の達成状況等の評価に係る事業への支援

### 補助対象事業者

- 新モビリティサービス事業を実施しようとする者(新モビリティサービス事業者)

### 補助対象経費

- 計画策定のための調査に要する経費  
(協議会開催等の事務費、地域のデータ収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、地域住民への啓発事業、短期間の実証調査のための費用等)
- 計画の達成状況等の評価に要する経費  
(効果検証のための調査や満足度調査等のフォローアップ調査費、協議会開催、ワークショップ開催等に要する事務費)

### 補助率

- 最大1/2

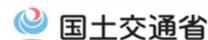
-75-

⑤自動車環境総合改善対策費補助金

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001419733.pdf>

国土交通省の補助事業「地域交通グリーン化事業」



令和3年度予算額 474百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

**2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日閣議決定）**  
 新車販売の電動化目標を設定 → 商用車は、小型新車で2030年電動車20～30%、2040年電動車・脱炭素燃料車100%。  
 大型車は技術実証・水素普及等を踏まえ、2030年までに2040年目標を設定。

**地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）**  
 運輸部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

**交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）**  
 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 →  
 温室効果ガス排出削減、再生可能エネルギーや水素の利活用に向けた取組を加速させ、運輸部門における抜本的な脱炭素化を推進する。

- ・地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備（充電設置工事費を含む）の導入支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。
- ・電気自動車及びハイブリッド自動車等は、災害時等において電力供給による支援が可能。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業			
概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

⑥令和3年度 CEV補助事業（車両）

R3 年度 CEV 補助金のご案内\_CEV の補助金交付\_一般社団法人次世代自動車振興センター

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

《予算年度と補助対象》

補助対象の車両種類・機器	令和3年度		(参考)令和2年度補正			
	個人	法人等	経産省補助		環境省補助	
			個人	法人等	個人	法人等
電気自動車(EV)	○	○	○	×	○	○
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	○	○	○	×	○	○
燃料電池自動車(FCV)	○	○	○	×	○	○
超小型モビリティ	○	○	○	×	○	○
クリーンディーゼル自動車(CDV)	○	○	×	×	×	×
側車付二輪自動車 原動機付自転車	○	○	×	×	×	×
ミニカー	○	○	×	×	×	×
V2H 充電設備	設備費	○	○	×	○	○
	工事費	×	○	○	×	○
外部給電器	設備費	×	○	×	○	○